主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人等の負担とする。

理 由

論旨第一点は、調停申立のあつた場合に訴訟を中止するか否かは裁判所の裁量によって決すべきものであることは、民事調停規則五条本文の定めるところであって、原判決には所論の違法はない。同第二点は、原審の裁判官に更迭のないのにこれあることを前提とする訴訟手続違背の主張であって、上告理由として、採用することができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎